

社会福祉法人に対する指導監査における指導事例

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
定款	定款について、基本財産（土地の地番、面積）が正しく記載されていない。	定款は法人の基本的事項を定めるものであることから、基本財産については正しく記載すること。	指導監査ガイドラインⅠ-1-1
	公表されている定款の内容が直近のものでない。	公表する定款の内容は直近のものとする。	指導監査ガイドラインⅠ-1-3
	定款について、所轄庁の認可を受けた定款が事務所への備置き及び公表されていない。	法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き及び公表が義務付けられている。定款は、所轄庁の認可を受けたものを備え置き及び公表すること。	指導監査ガイドラインⅠ-1-3
評議員の選任	評議員の選任について、評議員の就任の意思表示があったことが確認できない。	評議員の就任の意思表示については、文書（就任承諾書の徴収等）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(1)-1
	評議員の選任手続きにおいて、評議員となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(1)-2
評議員会の招集・運営	評議員会の招集について、1週間（中7日間）前までに書面又は電磁的方法による通知がなされていない。	評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時、場所及び議案等を定め、開催の1週間（中7日間）前までに書面又は電磁的方法により通知すること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(2)-1
	評議員会の日時、場所及び議案等が、理事会の決議により定められていない。	評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時、場所及び議案等を定めること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(2)-1
	評議員会の決議について、決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認をしていない。	評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する者が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に各評議員に確認をすること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(2)-2
	決議があったとみなされた評議員会について、書面又は電磁的記録による評議員全員の同意の意思表示がない。	理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすには、評議員全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得る必要があることから、全員から意思表示を得ること。	指導監査ガイドラインⅠ-3(2)-2

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
評議員会の招集・運営	評議員会における議決について、書面による議決権の行使（書面議決）が行われている。	書面による議決権の行使（書面議決）は行わないこと。なお、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。 評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録を、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置くこと。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-2
	評議員会において、議事録が作成されていない。	評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、法令に従って必要事項を記録した議事録を作成し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすること。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-3
	定時評議員会の議事録において、定款で定める議事録署名人が、署名又は記名押印していない。	議事録には、定款に定める議事録署名人が署名又は記名押印をすること。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-3
	評議員会の議事録の必要事項である「議事録作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていない。	厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成すること。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-3
	① 定時評議員会の議事録が作成されていないため、決議が適正に行われているか確認できない。	①② 法人には、評議員会の議事内容を、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられていることから、法人は、適正に議事録を作成し、評議員会の日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-3
	② 評議員会の議事録が事務所に備え置かれていない。		
決算手続	決算手続が定款の定めに従って適切に行われていない。	法人の事業報告及び決算については、定款の定めに従って、監事監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-4
	計算書類の附属明細書について、理事会の承認を受けていない。	計算関係書類等（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録は、理事会の承認を受けること。	指導監査が「ドライ」I-3(2)-4
理事の選任	理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。	理事は評議員会の決議により選任すること。	指導監査が「ドライ」I-4(2)-1
	理事の選任について、就任の意思表示があったことが確認できない。	理事の就任の意思表示については、文書（就任承諾書）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査が「ドライ」I-4(2)-1

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
理事の適格性	理事の選任手続きにおいて、理事となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	理事の選任手続きにおいて、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査が「ドライ」I-4(3)-1
	理事が2回連続して理事会を欠席している。	理事会の役割の重要性に鑑みると、理事の欠席が続くことは適当ではないため、理事が出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。	指導監査が「ドライ」I-4(3)-1
	法人が設置している施設の管理者が理事として選任されていない。	理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」を選任すること。	指導監査が「ドライ」I-4(3)-2
監事の選任	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得ること。 なお、同意を得ていたことを証する書類については、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-1
	監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。	監事は評議員会の決議により選任すること。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-1
	監事の選任について、就任の意思表示があったことが確認できない。	監事の就任の意思表示については、文書（就任承諾書）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-1
	理事と特殊の関係にある者が、監事として選任されている。	速やかに要件にあった者を選任すること。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-2
	監事の選任手続きにおいて、監事となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	監事の選任手続きにおいて、監事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-2
	監事のうち「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない。	監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」を選任すること。	指導監査が「ドライ」I-5(2)-3

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
監事の職務・義務	法人の事業報告並びに附属明細書について、監事の監査を受けていない。	監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならないことから、毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けること。	指導監査が「ドライ」I-5(3)-1
	理事会に2回以上続けて欠席した監事がある。	監事は理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないことから、監事が理事会に出席できるよう配慮を行うこと。	指導監査が「ドライ」I-5(3)-1
	監事全員が欠席した理事会がある。	監事は理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないことから、監事が理事会に出席できるよう配慮を行うこと。	指導監査が「ドライ」I-5(3)-1
理事会の審議状況	理事会について、理事及び監事の全員に対し、1週間（中7日間）前までに招集通知を発送していない。	理事会を開催する場合には、理事及び監事全員に期限までに理事会の招集通知を発送すること。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発送せずに理事会を開催することができる。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-1
	理事会の決議について、決議に特別の利害関係を有する理事がいるかを確認していない。	理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する者が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に各理事に確認をすること。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-2
	理事会の決議を要する事項である利益相反取引について決議が行われていない。	利益相反取引を行う場合は、理事会の決議を行うこと。また、取引終了後には、遅滞なく、理事会に報告を行うこと。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-2
	理事会における議決について、書面による議決権の行使（書面議決）が行われている。	書面による議決権の行使（書面議決）は行わないこと。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-2
	理事長に委任されている範囲を超える契約について、理事会の決議が行われていない。	法人の重要な業務執行の決定は、理事会の決議を要する事項とされており、理事長等に委任されていない（委任された範囲を超える）重要な業務執行の決定は、理事会の決議を行うこと。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-2
理事長の職務執行状況の報告	理事長及び業務執行理事が、定款に定めるところにより、職務の執行状況について理事会に報告していない。	理事長及び業務執行理事は、定款に定めるところにより、自己が行った職務執行に関する報告をすること。	指導監査が「ドライ」I-6(1)-4

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
理事会の記録	理事会の議事録が作成されていない。	理事会は、法人運営に関する重要な決定を行うものであり、その決議の内容については適切に記録される必要があるため、法令に従って議事録を作成すること。また、議事録は、評議員や債権者が閲覧等を行えるよう決議があったものとみなされた日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が「ド」ライイ-6(2)-1
	① 決算に係る理事会の議事録が作成されていないため、必要な決議、報告事項が行われているか確認できない。	①② 法人は、評議員や債権者が理事会の議事内容の閲覧等を行えるようにするため、議事録を作成し、理事会の日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が「ド」ライイ-6(2)-1
	② 理事会の議事録が事務所に備え置かれていない。		
	理事会の議事録について、記載事項である「理事会が開催された場所」が正しく記載されていない。	理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その内容については適正に記録すること。	指導監査が「ド」ライイ-6(2)-1
	理事会の議事録の必要事項である「議事の経過の要領及びその結果」のうち、理事長の職務執行に関する報告が記載されていない。	厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成すること。また、理事長は、定款に定めに基づき、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告を行う必要があるため、報告内容を議事録に記載すること。	指導監査が「ド」ライイ-6(2)-1
	理事会議事録の署名または記名押印について、定款で定めている「出席した理事長及び監事」が署名又は記名押印をしていない。	議事録には、定款に定める議事録署名人が署名又は記名押印をすること。	指導監査が「ド」ライイ-6(2)-1
報酬	① 監事に報酬を支払っているが、定款又は評議員会の決議によって定められていない。	①② 役員（理事及び監事）の報酬等については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るため、定款又は評議員会の決議により定めること。	指導監査が「ド」ライイ-8(1)-3
	② 監事に対する報酬等について、報酬等支給基準が定められていない。		
事業一般	廃止した事業が定款に記載されている。	法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、事業を廃止する場合には、定款を変更すること。	指導監査が「ド」ライイ-1-1
社会福祉事業	《老人福祉施設》 指定介護老人福祉施設に帰属する収入を他の社会福祉事業（障害福祉サービス事業）へ繰入をしているが、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で繰入をしていない。	指定介護老人福祉施設から他の社会福祉事業への資金の繰入れについては、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲において行うこと。	指導監査が「ド」ライイ-2-1 特別養護老人ホームにおける繰入金等の取扱い等について（平成12年3月10日付け老発第188号）第2-3

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
社会福祉事業	《介護保険サービス事業》 介護保険サービス事業を財源とする収入を他の社会福祉事業（障害福祉サービス事業）へ繰替（貸付）する場合は、年度内に補填しなければならないが、年度を超えて繰替をしている。	拠点区分間における繰替（貸付）は、会計基準に従って適正に行うこと。介護保険サービス事業からの他の社会福祉事業への資金の繰替（貸付）する場合は、年度内に補填すること。	指導監査が「ドラインII-2-1 特別養護老人ホームにおける繰入金等の取扱い等について（平成12年3月10日付け老発第188号）第2-3
基本財産	保育所の土地（賃借）について、土地の所有者の変更がされておらず、社会福祉施設の用に供する土地として必要な手続きがとられていない。	社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠のものであることから、所有者の変更の手続きを行うこと。また、国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合は、地上権又は賃借権の登記を行う等必要な手続きを行うこと。	指導監査が「ドラインIII-2(1)-1
	基本財産の取り壊しについて、理事会と評議員会の承認は得ているが、所轄庁の承認を得ていない。	社会福祉事業を行うための基本財産を処分する際は、定款の定めに基づき、理事会及び評議員会の承認を得たうえで、所轄庁の承認を受けること。	指導監査が「ドラインIII-2(1)-1
	基本財産である土地及び建物について、不動産の登記（抵当権抹消）が適正にされていない。	基本財産である不動産の登記は適正に行うこと。抵当権抹消に関する手続きは、法務局に確認のうえ、速やかに行うこと。	指導監査が「ドラインIII-2(1)-1
登記	登記事項である定款の目的について、認可された定款の内容で登記されていない。	定款の目的は登記事項であるため、変更が生じた場合、変更登記を行うこと。	指導監査が「ドラインIII-4(4)-3
	資産の総額の登記について、登記された額が、理事会の承認を受けた財産目録（又は資産の総額が判明する貸借対照表）の額と異なる。	資産総額の変更に係る登記については、理事会の承認を受けた財産目録（又は資産の総額が判明する貸借対照表）に基づいて行うこと。	指導監査が「ドラインIII-4(4)-3
	代表権を有する者の氏名の変更について、変更が生じたときから2週間以内に登記が行われていない。	登記事項に変更が生じた場合には、2週間以内に変更登記を行うこと。	指導監査が「ドラインIII-4(4)-3
	資産の総額について、会計年度終了後3か月以内に変更の登記を行っていない。	資産総額の変更に係る登記については、会計年度終了後3か月以内に行うこと。	指導監査が「ドラインIII-4(4)-3